

広島県病院事業管理規程第五号

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日

広島県病院事業管理者 浅原利正

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程

広島県病院事業職員給与規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（扶養手当）

第五条の二 扶養手当の額は、給与条例の適用を受ける者の例による。ただし、医療職給料表(一)又は(三)の適用を受ける職員に支給する場合は、給与条例第十条第一項及び第三項（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第五十八号）附則第二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは、「管理者が別に定める職員」とする。

第二十条第二項中「百分の八十五」を「百分の九十」に、「百分の九十二・五」を「百分の九十五」に改め、同項第一号中「百分の九十二・五」を「百分の九十五」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の八十七・五」を「百分の九十」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第五条の次に一条を加える改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規程による改正後の広島県病院事業職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）第二十条第二項の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の広島県病院事業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。